

あたたかい家庭を子どもたちに 里親制度のご案内

里親とは、虐待や親の病気などさまざまな事情によって、親と一緒に暮らせないお子さんを自分の家庭に迎え入れ、愛情とまごころをこめて養育してくださる方のことです。

里親制度は、児童福祉法に基づいて、里親となることを希望する方にお子さんの養育をお願いする制度です。

里親には、養子縁組だけでなく、子どもに必要な期間、家庭に受け入れて育てる制度もあります。

里親にはどんな種類があるの？

里親には4つの種類があります。

①養育里親

18歳まで（必要な場合は20歳まで）の子どもを、子どもが自立したり、生まれ育った家庭に戻ったりするまで、自分の家庭に受け入れて育てる里親です。期間は子どもの事情によってさまざまです。

②専門里親

虐待により専門的なケアを必要とする子どもや障がいのある子どもを育てる里親です。

③養子縁組里親

原則15歳未満の子どもを、特別養子縁組（戸籍上も自分の子どもとして育てること）を前提として養育する里親です。養子縁組が成立するまでは、里親として育てます。

④親族里親

両親が死亡するなどして育てられなくなった子どもを親族が育てる里親です。

里親になるための要件

里親になるために、特別な資格は必要ありません。ただし、次の要件を満たしていなければなりません。

- ①経済的に困窮していないこと
- ②本人またはその同居人が、欠格事由に該当しないこと
- ③北海道が行う所定の研修を修了していること

また、専門里親になるためには、上記に加えて別途要件があります。このほか、里親には児童の養育に関して守るべき基準が設けられています。

里親手当等の支給

子どもの養育をすることになった場合、下表のとおり里親手当や生活費が支給されます。このほか、教育費や医療費などが公費により支給されます。

○里親手当：養育里親	90,000円（月額）
専門里親	141,000円（月額）
養子縁組里親・親族里親	0円
○生活費：乳児	60,390円（月額）
乳児以外	52,370円（月額）

▼お問い合わせは、北海道函館児童相談所（0138-54-4152）または役場保健福祉課子育て支援係（7-5291）へ。

◎ 駒ヶ岳火山観測情報 ◎

令和5年7月に観測された駒ヶ岳の状況についてお知らせします。

- 全般 火山活動は静穏に経過しており、噴火の兆候は認められません。（噴火警戒レベル1、活火山であることに留意）
- 噴煙活動 山頂の監視カメラで、昭和4年火口及び明治火口のごく弱い噴気が確認された日がありました。4日夜に昭和4年火口から一時的に50mの高さの噴気が観測されましたが、噴気活動は、低調な状態です。
- 地震活動 火山性地震は少なく、地震活動は低調な状態です。火山性微動は観測されていません。
- 地殻変動 G N S S 連続観測では、火山活動によると考えられる地殻変動は認められませんでした。（G N S S 観測：G P S 含む衛星測位システムの総称）

- ①詳細は札幌管区気象台ホームページでも閲覧することができます。 <http://www.jma-net.go.jp/sapporo/>
- ②気象庁ホームページに駒ヶ岳の火山観測データが掲載されています。火山活動状況などの把握にご利用ください。
<http://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/open-data/open-data.php?id=113>